

鳥取縣公報

縣令

第六拾七號

昭和四年十一月十九日

火曜日

◇鳥取縣令第七十四號

昭
和
四
年
一
月
一
日
鳥
取
縣
令
第
一
號
牛
肺
疫
豫
防
ニ
關
ス
ル
移
入
禁
止
區
域
中
左
記
ノ
通
改
正
シ
公
布
ノ
日
ヨ
リ
之
ヲ
施
行
ス

昭和四年十一月十九日

鳥取縣知事 久保 豊四郎

千葉縣千葉郡檢見川町、大和田町、豐富村、睦村、都賀村、津田沼町、二宮町、慕張町、犢橋村、
千葉市

東葛飾郡船橋町、葛飾村、塚田村、法典村、八榮村、行徳町、中山町、八幡町、市川町、國
分村、松戸町、八柱村、大柏村、鎌ヶ谷村、風早村、高木村、土村、明村、

印旛郡白井村ノ内七次、風間、法目、富谷、富澤、白井、木戸新田、中木戸新田、白井、
河原子、中、名内、今井、富塚、折立木、

富塚村ノ内根本名、實ノ口、十倉、(十倉ノ内、二區、三區、兩國、武州、大堀)
山武郡豊岡村、松尾町、大平村、蓮沼村、睦岡村、綠海村、大富村、南郷村、成東町、日

- 二、救急處置、診療ノ介補、並監察ヲ要スル兒童ノ保護、
 - 三、身體検査、齒牙検査ノ補助、
 - 四、身體衣服ノ清潔其ノ他ノ衛生訓練、
 - 五、校地校舍其ノ他ノ設備ノ清潔、採光換氣暖房ノ良否等、設備衛生ニ關スル事項ノ取扱、
 - 六、病氣缺席兒童ノ調査慰問、
 - 七、運動會遠足校外教授休暇聚落等ニ於ケル衛生事務、
 - 八、學校衛生ニ關スル調査並衛生講話ノ補助、
 - 九、其ノ他學校衛生ニ關スル事項ノ取扱、
- 第十條中「連絡ヲ圖ルヘシ」ヲ「連絡ヲ圖リ疾病異常ノ治療矯正ヲ勸告スヘシ」ニ改ム
第十四條ノ二 本令ノ規定ハ幼稚園看護婦ニ付之ヲ準用ス

告示

鳥取縣告示第三百號

東伯郡倉吉町大字河原町永井善藏ニ下付セル左記狩獵免狀ハ昭和四年十一月四日遺失ノ旨届出ニ依リ無効トス

昭和四年十一月十九日

鳥取縣知事 久保豊四郎

一、乙種 參等

狩獵 免狀

一、番 號

倉 第五號

一、下付年月日

昭和四年十月十一日

鳥取縣告示第三百一號

森林法ニ依リ左記土地ノ保安林解除申請ヲ受理シタリ

昭和四年十一月十九日

鳥取縣知事 久保豊四郎

郡	村	大字	字	地番	地目	全面積	要解除見込面積	所有者	申請者
氣高	湖山	—	下濱	一、一九 ノ四	山林	一四、一〇五 町	見込面積 一四、一〇五 町	湖山村	湖山村長 井上芳藏

鳥取縣告示第三百二號

森林法ニ依リ左記土地ノ保安林解除申請ヲ受理シタリ

昭和四年十一月十九日

鳥取縣知事 久保豊四郎

郡	村	大字	字	地番	地目	全面積	要解除見込面積	所有者	申請者
氣高	吉岡	瀬田藏	八反田 西平	三六五	山林	一、三三〇 町	見込面積 一、三三〇 町	竹内美佐子	竹内美佐子

鳥取縣告示第三百三號

森林法ニ依リ左記土地ノ保安林解除申請ヲ受理シタリ

昭和四年十一月十九日

鳥取縣知事 久保豊四郎

◆鳥取縣告示第三百四號

森林法ニ依リ左記土地ノ保安林編入申請ヲ受理シタリ

昭和四年十一月十九日

鳥取縣知事

久保豊四郎

郡	村	大字	字	地番	地目	全面積		要解除 見込面積	所有者	申請者	
						臺帳	見込				
八頭	富澤	口字波	奥谷	七六	保安林	三、五〇〇 ^町	三、五〇〇 ^町	三、五〇〇 ^町	石谷源十郎	石谷源十郎	
郡	村	大字	字	地番	地目	全面積	臺帳	見込	要編入 見込面積	所有者	申請者
氣高	吉岡	瀬田藏	西ノ谷三番第一	山林		二、五二五 ^町	二、五二五 ^町	二、五二五 ^町	山根勇吉	山根勇吉	
同	大郷	金澤	大鳴山分	同		二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	同	同	

◆鳥取縣告示第三百五號

日野郡溝口村大字岩立耕地整理共同施行設計書變更ノ件認可セリ

昭和四年十一月十九日

鳥取縣知事

久保豊四郎

正 誤

縣公報第六十六號中縣令第七十三號第一條私有林及社寺有林の下「ノ造林」の三字誤脱

昭和四年十一月十九日印刷
昭和四年十一月十九日發行

(定價小口一枚參厘四毛)

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣
印刷者 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 縣
松江刑務所鳥取支所